

2020年12月17日
株式会社 山梨中央銀行

偽造キャッシュカードによる被害発生について

当行では、10月14日に偽造キャッシュカードによって現金を詐取される被害が発生したことを公表いたしました。本日、新たな不正取引が判明いたしましたのでお知らせいたします。

お客さまにおかれましては、偽造キャッシュカードによる被害を防止するため、下記の点にご注意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 被害の発生状況（12月17日16：30時点）

1名4件 100万円

2. お客さまへのお願い

速やかに通帳記入や残高照会を行い、お取引内容を確認してください。

※スマートフォンをご利用のお客さまは、スマホアプリ「Wallet+」などにより、通帳残高やお取引明細の確認ができますのでご活用ください。

3. 被害防止への対応

（1）暗証番号の管理

①生年月日、電話番号、車両のナンバー、連続する数字、自宅や勤務先の住所等、類推されやすい番号は暗証番号として使用しないでください。

なお、当行ATMでは暗証番号の変更が可能となっています。定期的に暗証番号を変更してください。

②暗証番号をキャッシュカードに記入したり、暗証番号を書いたメモ等をキャッシュカードと一緒に保管・携帯することはしないでください。

また、キャッシュカードの暗証番号は、他の用途での暗証番号として使用しないなど、管理にご留意ください。

（2）生体認証機能付ICキャッシュカードを推奨

偽造・盗難カードによる被害防止のため、生体認証機能付ICキャッシュカードへの切り替えをお願いいたします。

（3）キャッシュカードの管理

キャッシュカードの入った財布やバッグを、車内等に放置しないでください。

4. 被害に遭った場合の対応

身に覚えのない取引を確認した場合は、お取引店または下記お問い合わせ先にご連絡ください。

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電 話】 0120-201862（照会コード：9）

※緊急の場合等、下記受付時間外をご希望の場合は、照会コード「0」

【受付時間】 月曜日～金曜日 9：00～17：00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）
なお、12月19日（土）、20日（日）は、平日同様9：00～17：00に受付いたします。

以上